

# 意見書 (要旨)

## 議会では9月定例会で、次の意見書を可決し、直ちに関係機関に提出しました。

### 地方創生に係る新型交付金等の 財源確保を求める意見書

政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、以下の事項について実現するよう強く要請する。

- 1 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。
- 2 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費(1兆円)」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。
- 3 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにする。
- 4 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

【提出先】 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、地方創生担当

### 日米地位協定の抜本的見直しを 求める意見書

日米地位協定について、主に以下の点を中心に抜本的見直しを行うよう求める。

- 1 米軍及び米軍人・軍属・家族に対し、条約・日本法令に定めがある場合以外は、施設・区域の内外を問わず、日本法令が適用されることを明確にすること。
- 2 日本国政府及び地方自治体の当局は、法令の適用の確保等、その公務の遂行に必要な場合は、施設・区域内に立ち入り、調査し、必要な措置を執ることができるものとする。

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官

※要旨のみ掲載していますので、詳細は市ホームページでご確認いただくか、議会事務局までお問い合わせください。☎ 046(252)8872

# 委員会活動の動き

9月定例会各常任委員会付託案件の審査結果は、次のとおりです。それぞれの常任委員会の審査結果は、次のとおりです。

## 企画総務

▽議案第52号 平成26年度座間市一般会計歳入歳出決算の認定について(所管事項)

企画財政部所管について「財政当局として市民の所得状況の変化をどう分析しているのか」との質疑に「10年前や昨年と比べても課税標準額が300万円を超えている層の納税義務者数が減っているのは間違いないと思います。現役世代で働いていた方が60歳を過ぎ、リタイアした方たちの所得が減っているのが一つの理由ではないかと考えます」との答弁がありました。次に、総務部所管のマイナンバー制度について「10月から制度が開始されるが、セキュリティ対策は間に合うのか」との質疑に「総務省から通知が来ており、個人情報管理する住基システムとインターネットができるネットワークとを遮断することになっており、今月中に対応する予定です」との答弁がありました。

## 健康福祉

▽議案第52号 平成26年度座間市一般会計歳入歳出決算の認定について(所管事項)

健康部所管のプール使用料について「プール開放で夕方の部を開放しているプールはどこか」との質疑に「立野台、東原、ひばりが丘、相模が丘、入谷、旭プールです」との答弁があり、また、「残りのプール6カ所を開放しなかった理由は」との質疑に「過去の利用実績に基づき、午後の時間帯の利用が少なくなっているため夕方の部を取りやめています」との答弁がありました。次に、福祉部所管の緊急通報システム電話対応事業費について「予算執行の経緯について伺いたい」との質疑に「1月に入札、2月初めに契約して、2月、3月が移行期間となりました」との答弁があり、また、「事業を進めるに当たり、年度内で検討を加えたことについて伺いたい」との質疑に「業者の選定に当たり、駆けつけサービスができるかどうかが一番の課題で、利用者の大半は市内に連絡のとれる方がいないケースが大変多かったです。駆けつけサービスができる事業者を選定しました」との答弁がありました。

## 教育市民

▽議案第53号、第55号、第56号以上3件は、賛成多数で認定しました。

▽議案第58号は、賛成多数で原案のとおり可決しました。▽陳情第37号は6面参照

▽議案第52号 平成26年度座間市一般会計歳入歳出決算の認定について(所管事項)

市民部所管の住民票等コンビニ交付事業について「コンビニでの交付件数増加について、どのように分析をしているのか」との質疑に「特に顕著であったのが全体の発行枚数が減少をしているにもかかわらず、コンビニでの発行枚数が増えている点で、コンビニ交付事業が市民に浸透してきたものと考えています。まだまだ低い数値であり、今後も利便性について市民への周知を図り、さらなる利用拡大へと努めていきたいと考えています」との答弁がありました。

次に、教育部所管の図書館資料整備事業費について「図書館の蔵書数、利用状況について、それぞれを近隣自治体と比較するとどの程度であるか」との質疑には「市民一人当たりの蔵書数はDVD等を含めて3・18冊で、県央地区の市の中では2番目であり、実利用者数は市の人口に対し14・4%の方となります。貸出数については、市民一人当たり7・21冊で、県央地区では2番目になります」との答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で認定しました。

## 都市環境

▽議案第52号 平成26年度座間市一般会計歳入歳出決算の認定について(所管事項)

都市部所管事項について、「コミュニティバスについてはどのような見直しが行われているのか」との質疑に「検討会では、コミュニティバスの目的からスタートしました。公共交通網の補完的な役割を果たしながら、利用実態を踏まえた運行計画の見直しを行い、利用促進と移動制約者を主体とした市民の生活の足としての利便性向上を図っていくという方針のもと、ルートや便数、車両の形態、採算性などについて見直ししていきます」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数で認定しました。

▽議案第54号は、賛成多数で認定しました。

▽議案第57号は、賛成多数で認定及び原案のとおり可決しました。

▽議案第64号、第66号、第67号、第68号、第69号、第70号、第71号、第72号、第73号、第74号、第75号、第76号、第77号以上13件は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

▽議案第58号、第63号以上2件は、賛成多数で原案のとおり可決しました。

